

浄化槽の検査、保守点検・清掃に関する主な法令規定

○浄化槽法（抜粋）

昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号

最終改正：平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号

[共 通 規 定]

第 1 章 総則

(浄化槽によるし尿処理等)

- 第 3 条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条 に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
- 2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
- 3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

(浄化槽に関する基準等)

- 第 4 条 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。
- 2 浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法 並びにこれに基づく命令及び条例で定めるところによる。
- 3 前項の構造基準は、これにより第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。
- 4 国土交通大臣は、浄化槽の構造基準を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
- 5 浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める。
- 6 都道府県は、地域の特性、水域の状態等により、前項の技術上の基準のみによっては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができる。
- 7 浄化槽の保守点検の技術上の基準は、環境省令で定める。
- 8 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

第 2 章 浄化槽の設置

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

- 第 5 条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第 7 条第 1 項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長

又は区長とする。第5項、第7条第1項、第5章、第48条第4項及び第57条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から21日(第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、10日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。
- 3 特定行政庁は、第1項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 第1項の届出をした者は、第2項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。
- 5 第1項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。

(浄化槽工事の施工)

第6条 浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

(廃止の届出)

第11条の2 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

[法定検査に関する規定]

(設置後等の水質検査)

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

- 2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第7条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(定期検査)

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

- 2 第7条第2項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定検査機関)

第57条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を当該都道府県の公報に公示しなければならない。
- 3 第1項の指定の手續その他指定検査機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(罰則)

第66条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

[保守点検・清掃に関する規定]

(保守点検)

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

(清掃)

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第12条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(罰則)

第62条 第12条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

[共 通 規 程]

(使用に関する準則)

第 1 条 浄化槽法（以下「法」という。）第 3 条第 3 項 の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

- (1) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
- (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であつて、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、流入させないこと。
- (3) 法第 3 条の 2 第 2 項 又は浄化槽法 の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条 の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。
- (4) 浄化槽（みなし浄化槽を除く。第 6 条第 2 項において同じ。）にあつては、工場 廃水、雨水その他の特殊な排水を流入させないこと。
- (5) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
- (6) 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
- (7) 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
- (8) 通気装置の開口部をふさがないこと。
- (9) 浄化槽に故障又は異常を認めるときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(放流水の水質の技術上の基準)

第 1 条の 2 法第 4 条第 1 項 の規定による浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準は、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラム以下であること及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合が九十パーセント以上であることとする。ただし、みなし浄化槽については、この限りでない。

[保守点検・清掃に関する規定]

(保守点検の技術上の基準)

第 2 条 法第 4 条第 7 項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 第 1 条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況

- ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- (2) 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
 - (3) 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
 - (4) ばっ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
 - (5) 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
 - (6) 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
 - (7) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばっ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
 - (8) ばっ気タンク、ばっ気室又はばっ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
 - (9) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
 - (10) 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
 - (11) 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
 - (12) 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
 - (13) 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
 - (14) 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
 - (15) 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
 - (16) 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
 - (17) 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
 - (18) 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(清掃の技術上の基準)

第3条 法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばっ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き

出しは、全量とすること。

- (2) 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽又はばっ気タンク若しくはばっ気槽に移送した後の全量とすること。
- (3) 嫌気ろ床槽及び脱室ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- (4) 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- (5) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路及びばっ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばっ気タンク、流路及びばっ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- (6) 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- (7) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- (8) 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- (9) 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- (10) 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱室ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- (11) 単純ばっ気型二次処理装置、流路、ばっ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- (12) 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- (13) 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(保守点検の時期及び記録等)

第5条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

- 3 受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき（次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。）は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。
- 4 受託者は、第2項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第6項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付をしたものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織（受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ 受託者の使用に係る電子計算機と浄化槽管理者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電気通信回線を通じて浄化槽管理者の閲覧に供し、当該浄化槽管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出を行う場合にあっては、受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第36条及び第50条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に規定する方法は、浄化槽管理者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 6 受託者は、第4項の規定により保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該浄化槽管理者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第4項各号に規定する方法のうち受託者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た受託者は、当該浄化槽管理者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該浄化槽管理者に対し、保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を電磁的方法により提供してはならない。

ただし、当該浄化槽管理者が再び前項の規定による承諾をした場合には、この限りではない。
- 8 浄化槽管理者は、第2項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第四項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を3年間保存しなければならない。
- 9 受託者は、第2項ただし書の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録の写し又は第4項に規定する電磁的方法により作成された電磁的記録を3年間保存しなければならない。

(保守点検の回数の特例)

第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	3月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	2月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	1月
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽	3月
	3 処理対象人員が301人以上の浄化槽	2月
散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6月
	備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。	

2 浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式脱窒ろ床接触ばっ気方式	1 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4月
	2 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3月
活性汚泥方式		1週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	2週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前2項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前3項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

(清掃の回数の特例)

第7条 法第10条第1項の規定による清掃の回数は、全ばっ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6月ごとに1回以上とする。

[法定検査に関する規定]

(設置後等の水質検査の内容等)

- 第4条 法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から5月間とする。
- 2 法第7条第1項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。
- 3 浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

(設置後等の水質検査の報告)

- 第4条の2 法第7条第2項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。
- 2 法第7条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 設置後等の水質検査を行った年月日
 - (2) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 設置場所
 - (4) 法第13条第1項又は第2項の認定を受けている浄化槽にあっては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
 - (5) 浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）
 - (6) 設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

(定期検査の内容等)

- 第9条 法第11条第1項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。
- 2 浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

(定期検査の報告)

第9条の2 第4条の2の規定は、法第11条第2項において準用する法第7条第2項の規定による報告について準用する。この場合において、第4条の2中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第2項第5号中「浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行った場合にあつては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）」

とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあっては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

第6章 指定検査機関

（指定の申請）

第54条 指定検査機関の指定は、水質に関する検査の業務（以下「検査業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、検査業務を行おうとする地域を管轄する都道府県知事に、様式第七号による申請書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (3) 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (5) 次条に規定する指定の基準に適合することを証する書類

（指定の基準）

第55条 都道府県知事は、前条第1項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定検査機関の指定をしてはならない。

- (1) 職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画が、検査業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の検査業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 申請者による検査業務の実施が、当該業務が行われる地域における浄化槽の設置基数その他当該地域の検査業務に係る状況に照らし、必要かつ適当であること。
- (4) 検査の手数料の額は、適当と認められる額であること。
- (5) 浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者（以下「検査員」という。）が置かれているものであること。
- (6) 次に掲げる水質に関する検査の信頼性の確保のための措置がとられているものであること。
 - イ 水質に関する検査を行う部門に検査員と同等以上の能力を有すると認められる専任の管理者が置かれているものであること。
 - ロ 検査業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されているものであること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれているものであること。

2 都道府県知事は、前条第1項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定検査機関の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- (2) 申請者が、その役員の構成又はその行う検査業務以外の業務により検査業務を公正に実施する

ことができないおそれがあること。

- (3) 申請者が、法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
- (4) 申請者が、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること。
- (5) 申請者の役員のうち、第3号に該当する者があること。

(指定の付款)

第56条 法第57条第1項の指定には、検査業務を行う地域を定め、期限を付し、又は次に掲げる事項に関して必要な条件を付することができる。

- (1) 指定検査機関の役員の選任又は解任
- (2) 検査業務の実施に関する規程の作成又は変更
- (3) 検査の記録の作成、保存及び都道府県知事への報告
- (4) 事業報告書、収支決算書及び検査員の名簿の都道府県知事への提出
- (5) 検査の手数料又は検査業務を行う地域の変更
- (6) 検査業務の休止又は廃止
- (7) 指定の取消し
- (8) 前各号に掲げるもののほか検査業務の実施に関し必要な事項

(指定の公示)

第57条 法第57条第2項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間
- (3) 検査の手数料
- (4) 指定をした年月日及び検査業務の開始予定年月日